

一般財団法人日本看護学教育評価機構

評価員の選出に関する規程

2019年8月23日

規程第7号

改正 2019年12月6日 規程第13号

改正 2024年11月29日 規程第57号

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本看護学教育評価機構（以下、「機構」という。）評価事業基本原則第34条に基づき、評価員の選出に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦母体)

第2条 会員校の看護学教育課程の責任者は、評価員の候補者を以下から推薦するものとする。

- (1) 看護学教育プログラムの全体を把握する立場にある者、または経験者
- (2) 看護学教育プログラムのマネジメントに関わる役割を担っている者、または経験者
- (3) 大学内（大学、学部、学科等）の自己点検・評価活動等の役割を担っている者、または経験者
- (4) 機関別認証評価における評価者等の経験のある者

2 推薦された者は、機構の評価員研修委員会が主催する評価員研修の全課程を原則として受講しなければならない。

(評価員の選任)

第3条 評価員は、機構評価事業基本原則第24条1項4号に定めるところにより、評価員候補者の中から評価委員会が選任する。

2 評価員は会員校所属の者とし、非会員校に異動した者、退職者（定年退職者を含む）は評価員登録を取り消す。

3 評価員登録を取り消された者が再度会員校に所属した場合は、改めて評価員推薦を受けて評価員登録をしなければならない。

(改正)

第4条 この規程の改正は、評価委員会の決議により行う。

附則

1. この規程は、2019年8月23日から施行する。

2. この規程の改正は、2019年12月6日から施行する。
3. この規程の改正は、2024年11月29日から施行する。